

前橋城川欠に付、見分相願ひ候処、
今般別段之
上意を以て、川越の城地拝領いたし、
別して本望の事に候、右に付、城受け取り
の人数引つ越し申し付け候、道中を始め
河（川越）の表においても勢ひに乘じ申さず
候様に致すべく候、聊かたりとも異様成る趣
にては、江戸近所の事に候えば、世上の
風聞も宜しからず、不本意の事に候間、
物毎質素に相心得、穏やかに相勤むべく候、
次には、河（川越）の表屋敷不足と聞き候間、
段々引つ越し申し付けべく候、当時前橋表に
差し置き候者共の儀は猶更心を付け、不愼
之れ無き様致すべく候、右の趣意、若し心得
違ひ之れ有るに於いては、急度沙汰及ぶべく候、此の度
堀中左門差し戻しに付、先ず申し達し候、猶
上の差し図に及ぶべく候、此の段一統申し聞かすべく候

上意

御直筆

⑱ [書状] (御直書写、川越城拝領につき引越一件)

明和4 (1767) 年カ 11月

この文書は、度重なる利根川の氾濫で前橋城が削られ、幕府から川越への転封を命じられた明和4 (1767) 年頃の書状と考えられます。

城を受け取るため、家臣たちに前橋から川越への引越を命じましたが、その際に騒がしくならないようにと指示しています。宛所は「老中・年寄」となっていますが、文末に「此の段一統申し聞かすべく候」とあり、家臣全体へ伝えさせるための書状と考えられます。

【史料⑱】御直筆写 (前橋城川欠につき川越城地拝領、段々引越申付状)

前橋城川欠に付、見分相願ひ候処、今般別段之上意を以て、川越の城地拝領いたし、別して本望の事に候、右に付、城受け取りの人数引つ越し申し付け候、道中を始め河（川越）の表においても勢ひに乘じ申さず候様に致すべく候、聊かたりとも異様成る趣にては、江戸近所の事に候えば、世上の風聞も宜しからず、不本意の事に候間、物毎質素に相心得、穏やかに相勤むべく候、次には、河（川越）の表屋敷不足と聞き候間、段々引つ越し申し付けべく候、当時前橋表に差し置き候者共の儀は猶更心を付け、不愼之れ無き様致すべく候、右の趣意、若し心得違ひ之れ有るに於いては、急度沙汰及ぶべく候、此の度堀中左門差し戻しに付、先ず申し達し候、猶上の差し図に及ぶべく候、此の段一統申し聞かすべく候

老中 年寄